

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人酒井国際特許事務所 様 〒100-0013 日本国 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号 虎の門三井ビルディング	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 375898W000	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">20.10.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2020/027926	国際出願日 (日.月.年) 17.07.2020	優先日 (日.月.年) 27.08.2019
国際特許分類 ( I P C ) G05D 1/02(2020.01)i FI: G05D1/02 H		
出願人 (氏名又は名称) ソニー株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li> <li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li> <li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li> <li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明</li> <li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li> <li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li> <li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li> </ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 09.10.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 中田 善邦 3U 3225 電話番号 03-3581-1101 内線 3364
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1: JP 2012-56001 A (株式会社エフ・アイ・ティ)  
22.03.2012(2012-03-22)  
[0040]-[0042]、図1-2、4-8 (ファミリーなし)
- 文献2: JP 10-14863 A (セイコーエプソン株式会社)  
20.01.1998(1998-01-20)  
[0006]-[0009]、図1-4  
& US 5554914 A, 第7欄第35行-第8欄第62行、図1-4  
& WO 1993/009018 A1 & EP 564661 A1
- 文献3: JP 2011-31762 A (トヨタ自動車株式会社)  
17.02.2011(2011-02-17)  
[0060]-[0063]、図8 (ファミリーなし)
- 文献4: WO 2018/012219 A1 (GROOVE X株式会社)  
18.01.2018(2018-01-18)  
[0011]-[0038]、図1-4  
& GB 2565959 A, [0011]-[0038]、図1-4  
& CN 109414623 A

請求項1-4, 6, 8-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。

(請求項1, 8-9について)

文献1には、倒立状態を維持しつつ走行する自律移動体(ロボット2)と、前記自律移動体の動作を制御する動作制御部(ロボット制御部12)と、を備え、前記自律移動体は、本体部(ロボット本体11)と、前記本体部に取り付けられた2つの車輪(車輪21a, 21b)と、前記2つの車輪を駆動するための駆動機構と、を備え、前記動作制御部は、第1状態(図8(b)-(d))では、前記自律移動体の前記2つの車輪による前記倒立状態が保たれるように前記駆動機構を制御し、前記第1状態から第2状態(図8(a))へ移行する際に、前記2つの車輪と補助輪47とで前記自律移動体が静止するように前記駆動機構を制御する情報処理装置が開示されていると認められる。

文献1には、第2状態で、2つの車輪と本体部の底部とで自律移動体が静止するように構成することが記載されていないが、文献1記載の発明と文献2記載の発明とは、共に、自律移動体の駆動機構を制御する機能を有するものである。よって、当該文献2に記載された、2つの車輪(車輪36)と本体部の底部(摺動部2)とで自律移動体が静止するように構成する事項を文献1記載の発明に適用し、本願の請求項1, 8-9に係る発明とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(請求項2, 4について)

文献2には、本体部の底部は、床面と接触する位置に設けられた凸部を備えることが記載されている。文献1記載の補助輪47の位置を踏まえ、凸部を2つの車輪の車軸よりも自律移動体の背面側に設けることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(請求項3について)

自律移動体が静止するように構成することを考慮すると、第2状態における自律移動体の重心を、2つの車輪の車軸の中心を通る垂線と、凸部と床面との接触部分を通る垂線との間に位置する構成とすることは、当業者が適宜なし得たことである。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

(請求項6について)

凸部の材質は、当業者が適宜選択し得る事項である。

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3より進歩性を有しない。

文献3には、第2状態(D ステップ上昇)から第1状態(E 前傾)へ移行する際に、駆動機構を制御することで、自律移動体を背面方向へ移動させる回転を2つの車輪に発生させる(左右の車輪18が後ろ方向に回転し、倒立状態が維持される)ことが記載されている。

請求項7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2, 4より進歩性を有しない。

文献4には、本体部の底部には、2つの車輪を収容する開口が設けられており、前記2つの車輪は、前記本体部内に収容されて前記開口から突出している事項が記載されている。